北極星 2018. 4

4月からです！チェックしておきましょう！

柔整の『施術管理者』になるための要件が変わります

昨年度よりお知らせしておりましたとおり、平成 30 年 4 月 1 日から、**柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する『施術管理者』になるための要件**について、新たに、柔道整復師の資格取得後の「**実務経験**」と「**研修の受講**」が要件に加わります。

4 月以降に開設予定の柔整師さんはもちろんですが、既に開設済みの柔整師さんでも、今後、『**施術所の移転**』や『**施術者、開設者の変更**』、『**電話番号の変更**』など、厚生局に変更の届出をする際にも関係してくることですので、この機会に、厚生局に提出が必要な書類について確認しておきましょう。

北海道厚生局　柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する申し出

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/shinsei/shido_kansa/judo/index.html

北海道厚生局の HP からダウンロード可能な申出書類の様式一覧

● **様式第１号**（確約書）	● **様式第２号**（施術所の申し出）
● **様式第２号の２**（同意書(勤務者追加等)）	● **様式第４号**（変更届出書）
● **施術管理者選任証明**	● **勤務形態確認票**（複数の施術所の施術管理者となる場合）
● **実務経験期間証明書 【new】**	● **確約書（特例対象者）**

上記以外で用意が必要な書類一覧

● 開設届、変更届、廃止届(写し) …保健所にて届出したのち、その写しをいただく必要があります
● 免許証(写し)　…できれば A4 版で

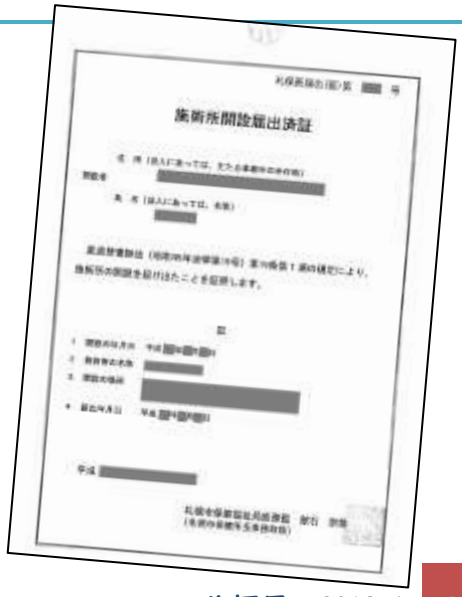

【例】 ⇒
札幌市の開設届出済証
※市町村によって様式が異なる場合があります

既に開設済みの治療院さん向けチェック

◇ 施術所の所在地を変更したい ◇

必要なもの ●様式第１号 ●様式第２号 ●様式第４号
●保健所 旧住所廃止届(写)＆新住所開設届(写) ●免許証(写)
〇実務経験証明書 〇施術管理者研修修了証 ※施術者に変更なければ必要なし
〇施術管理者選任証明 ※施術者＝開設者ではない時に必要
〇勤務形態確認票 ※複数の施術所の施術者となる場合に必要

※勤務柔整師がいる場合には、上記とは別途、様式第４号、様式第２号の２、勤務柔整師の免許証(写)が必要です。

◇ 管理施術者だけを変更したい ◇

必要なもの …●様式第１号 ●様式第２号 ●様式第４号
●保健所変更届(写) ●免許証(写)
●実務経験証明書 ●施術管理者研修修了証
〇施術管理者選任証明 ※施術者＝開設者ではない時に必要
〇勤務形態確認票 ※複数の施術所の施術者となる場合に必要

※勤務柔整師がいる場合には、上記とは別途、様式第４号、様式第２号の２、勤務柔整師の免許証(写)が必要です。

◇ 勤務柔整師を新たに雇用したとき ・ 勤務柔整師が退職したとき ◇

必要なもの …●様式第４号 ●様式第２号の２
●保健所変更届(写) ●免許証(写)※退職の場合は必要なし

◇ 開設者のみ変更があったとき（法人⇔個人に変更も含む） ◇

必要なもの …●様式第４号 ●保健所廃止届(写)＆開設届(写)
〇施術管理者選任証明 ※施術者＝開設者ではない時に必要

※なお、開設者の所在地の変更(自宅の引越等)については、厚生局には変更届の必要はありませんが、国保連や共済関係には届出が必要ですので、変更の際には組合へご連絡ください。

**上記は、あくまで厚生局に提出する書類の一覧です。
国保連や、三共済への届出に関しては、別の書類が必要になりますので、組合へご連絡お願い致します。**

● 実務経験の期間について ●

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年４月～平成34年３月までに届出する場合	**１年間**の実務経験
平成34年４月～平成36年３月までに届出する場合	**２年間**の実務経験
平成36年４月以降に届出する場合	**３年間**の実務経験

特例 a

平成 30 年 3 月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画をしている方

● 1　対象者

平成 30 年 3 月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている方で、**4 月 1 日～5 月末日まで**に、施術管理者となる届出をした方

（届出には、以下 2と3を実行する確約書の添付が必要となります）

● 2　必要な実務経験（実務研修）

特例の対象者については、1 年間の実務経験の代わりに、受領委任の**届出から 1 年以内**に、ご自身が運営する施術所以外の以下の要件を満たす施術所で、**合計 7 日間相当**（1 日あたり 7 時間程度）**の実務研修**をすること。

施術所の要件	①施術管理者として継続した管理経験が 3 年以上あること。 ②現在、あるいは過去に行政処分を受けていないこと。

● 3　研修の受講

受領委任の**届出から 1 年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

特例 b

平成 30 年度における研修要件の緩和

● 1　対象者

平成 30 年度において、新たに施術管理者となるための実務経験の要件を満たしており、施術管理者として、**受領委任の届出を行うこととしている方**

● 2　必要な実務経験（実務研修）

原則どおり、実務経験期間証明書により、実務経験（1 年以上）の期間証明をすること。

● 3　研修の受講

受領委任の**届出から 1 年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール案より

※第 8 回社会保障審議会医療保険部会　柔道整復療養費検討専門委員会
（平成 28 年 11 月 2 日）の資料を基に作成

1．平成 28 年 10 月 1 日から施行するもの ⇒（略）

2．具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成 29 年度から実施を目指すもの

②「亜急性」の文言の見直し
（略）

3．具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入　**⇒実施済み**

⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更　**⇒検討中**

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施　**⇒検討事項を把握するため実態調査を開始**

4．継続的に実施するもの

⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化

⑭不適正な広告の是正　**⇒ガイドライン作成を含む広告に関する検討会を 5/10 に開催予定**

5．次期改定に向けて、調査を実施するもの

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

6．引き続き検討するもの

⑰支給申請書における負傷原因の記載を 1 部位目から記載すること　**⇒検討中**

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること　**⇒検討中**

②「亜急性」の文言の見直し

【現行】	【改正案】
5　療養費の支給対象となる負傷は、 急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。 なお、急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第 5 の 3 の(5)により算定して差し支えないこと。	5　療養費の支給対象となる負傷は、 ＿＿＿＿＿外傷性が**明らかな**骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。 なお、＿＿＿＿＿介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第 5 の 3 の(5)により算定して差し支えないこと。 また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。 （注）負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。

ウェブサイトで治療院を紹介しませんか？

当組合 HP の『北鍼協治療院サーチ』について

当組合のウェブサイトの『北鍼協治療院サーチ』はご存知ですか？登録依頼のあった組合員さんからいただいた情報をもとに、治療院情報を登録して、**一般の方でも組合員さんの治療院を検索できる**サーチエンジンを運営しています。

既にご利用いただいている組合員さんも多数いらっしゃいますが、最近問い合わせが増えてきましたので、改めてどんな内容なのかを簡単にご紹介いたします。

治療院名・所在地などの基本情報のほかにも、

●症状●

（特化している症状で検索できます。５つ選択可能）

●営業時間●

（完全予約日などがあればこちらでも掲載できます）

●ホームページ●

（検索一覧の画面からもリンクすることができますのでおすすめです！）

北鍼協治療院

治療院情報

診療科目	柔道整復 / 鍼・灸 / あん摩マッサージ
症状	腰痛 / スポーツ障害 / 難聴・耳鳴り / 頭痛・めまい / 五十肩
所在地	〒060-0061 北海道札幌市中央区南1条西13丁目
取扱保険	健康保険 / 自賠責
自費料金	骨盤矯正　5,000円～
営業時間	月～金　10:00～12:00 / 14:00～18:00 土曜日　10:00～13:00
電話番号	011-213-1033
駐車場	3台
ホームページ	http://www.hokushinkyo.jp
その他	出張（訪問）治療　夜間診療　女性スタッフ　美容鍼

患者様に寄り添う治療を心がけております。痛みを伴う慢性病や運動リハビリやスポーツ障害、また未病と呼ばれるものまで幅広く対応させて頂きます。
中国鍼や吸い玉による施術も行います。ホームページをご覧ください。

［編集］

↑　実際の治療院紹介ページです。
紹介文には文字数制限は特にありません。
Google マップの周辺情報も掲載可能です！

●治療院の画像●

（検索一覧の画面で表示されます。こちらも、治療院の雰囲気がわかりやすくなるのでおすすめです。）

●自費料金●

（コース別など、複数登録することもできます）

検索一覧の画面ではこのように表示されます。
治療院の外観・内観や、先生のお写真でも OK！
サイズは問いませんので、組合に画像をお送りください♪

新規登録・登録内容の更新などについては、随時受付中です。
お気軽に事務局へお問い合わせください(*^^*)

北極星紙面で
治療院を紹介してみませんか？

- 治療院の外観・内観の写真
- スタッフ紹介
- 治療でのこだわり　　などなど…

気になる方は北鍼協事務局まで
お問い合わせください♪

今月のお歌

第 13 支部　室蘭市
西江　須美先生より

●氷点下　　厳しく寒い日々を耐え

春の図柄の　　カレンダーに変わる

今年は、本当に最近にない厳しい寒さが続きました。
室蘭は、他から見ましても雪が少ないのですが、今年は毎日のように、少しずつ降っていました。
駐車場のロードヒーティングだけでは間に合わないので、私もそれなりの雪かきをしたのです。
それでも、季節が変わりましたから、ほっとしています。

●春一番　　嵐をじっとやり過ごし

屋根からの雪　　落ちる音を聴く

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合　発行責任者　吉田孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-3ﾌﾅｺｼﾔ南1条ﾋﾞﾙ3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp　URL http://www.hokushinkyo.jp/